会　議　録

会議体名		令和３年度第２回男女共同参画推進委員会
開催日時		令和４年１月12日（水）10時10分～10時40分
場　　所		豊島区役所　庁議室
出席者	委員	齊藤副区長、藤田総務部長、古澤企画課長代理、安達「わたしらしく、暮らせるまち。」推進室長、髙橋生活産業課長、猪飼高齢者福祉課長、栗原障害福祉課長、尾崎生活福祉課長、山本子育て支援課長、佐藤指導課長
	事務局	男女平等推進センター所長・係長・係員・株式会社創建
公開の可否	会議	非公開
	会議録	公開
会議次第		議題 第５次としま男女共同参画推進プラン（案）のパブリックコメント実施結果について
会議資料		＜資料＞ 令和３年度第２回男女共同参画推進員会　次第 資料１：第５次としま男女共同参画推進プラン（案）のパブリックコメント実施結果 資料２：パブリックコメントに対する区の考え方 資料３：第５次としま男女共同参画推進プラン（案）
齊藤副区長 事務局		資料１と２を主に使ってご説明お願いしたい。 まず資料１について「第５次としま男女共同参画推進プラン（案）のパブリックコメント実施結果」である。実施期間は令和３年11月24日～12月15日であった。意見の募集結果について、意見提出者数は18人、提出意見数は67件であった。その中でも施策の方向３「多様性の尊重と安心して暮らせる環境の整備」が一番多く25件、次が施策の方向２「性と生に関する健康支援」が16件となっている。また、修正の要望は67件のうち全部で42件であった。そのなかで一番多かったのは、施策の方向３である。そして実際に修正対応したものも同じく施策の方向３で16件、修正要望が42件で実際に修正対応した

	ものは27件である。 次のページ。寄せられた意見等に対する区の考え方は、資料２で説明する。結果の公表について、区ホームページへの掲載と広報としまへの掲載を３月１日に予定している。今後パブリックコメントの結果については１月25日の男女共同参画推進会議を経て第一回の定例会、総務委員会で報告をする予定である。皆様には考え方の記載にご協力頂いて感謝する。以上が資料１の説明である。 続いて資料２を説明する。「パブリックコメントに対する区の考え方」。表の見方としては、目標、また施策の方向毎に、左から通し番号、資料３の頁、施策、事業名、そして区民等からのご意見等の概要、区の考え方、修正の有無、回答課となっている。修正がある場合は○をつけている。このなかでも修正をしたものについて説明する。 １頁の通し番号３番。こちらは施策が「区民及び職務関係者に対する啓発の促進」、事業が１番「ＤＶ・ストーカー行為等暴力の予防と根絶に向けての普及・啓発の推進」であった。ご意見としては、「被害者だけでなく加害者への支援（加害を繰り返させないプログラム、また治療できるよう医療機関につなぐなど）についても対策と記載を要望する」ということ。これに対しては、現実的な対応を即実施するのは難しいが、ＤＶ加害者の再犯防止は検討課題であることは認識していることから、20頁の現状と課題を修正する。修正前は「家庭内で起きることから潜在化しやすく、しかも、加害者に罪の意識が薄い傾向があることから、周囲が気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化・長期化しやすいという特性があります」ということであったが、修正後は「特性があり、被害者だけでなく、加害者への対応も課題となっています」としている。 続いて２頁。通し番号の12、13、14。こちらは、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツの啓発は男女平等推進センターも実施しているため、所管課に男女平等推進センターも追加するべきと考える」。また「区民の意識啓発や広報、相談窓口などのために、所管課に男女平等推進センターも追加するべきと考

	える」というご意見であった。ご意見を踏まえて、「事業番号⑱性に関する正しい知識の取得とリプロダクティブ・ヘルス／ライツの啓発」の所管課に、「男女平等推進センター」を記載する。 続いて、通し番号16番、こちらの意見は２つあった。１点目は『学校においては、試験的に2021年度からスタートした「生命の安全教育」は、学習指導要領に体系的に整えられていず、「包括的性教育」とは言えず、学校における性教育は不十分であると考えることから「学校における」という文言の変更』。２点目「学校という場所にこだわらず、保護者、子供向け等の性教育講座を実施していくことは可能である。所管課に男女平等推進センターを追加することを要望する」ということ。１点目は、学校では指導要領に沿った性教育を実施しているということで、学校における性教育は充実していく。２点目の男女平等推進センター記載のご要望については、先ほど申し上げた、通し番号12、13、14と同じように、事業番号18に男女平等推進センターを追記する。 続いて、４頁。こちらは、施策の方向（３）「多様性の尊重と安心して暮らせる環境の整備」。通し番号の23番から28番まで「施策の方向の考え方」について、修正前は「子どもを含め、情報を読み解く能力及び適切に発信する能力の向上を図るとともに、女性の人権を侵害する性表現の氾濫の防止に向けて、メディア・リテラシーの向上を図ります。」という記載であった。これに対するご意見として、通し番号23番では『「女性の人権を侵害する性表現の氾濫の防止に向けて」という記載があるが、「女性の人権を侵害する性表現」とはどのような内容を指すのかが分かりづらいと感じる』。24番でも「定義が不明である」、また28番でも『「創作物に対して行政が何らかの干渉をする」とも読み取れ、表現の自由に反する表記であると考える』というご意見があった。これに対し、区の考え方としては、『「女性の人権を侵害する性表現」は性暴力表現など実在する女性の人権を侵害するような情報を想定しているが、あいまいな文言であるため、削除する。また、「人権尊重のためのメディア・リテラシー」については、ジェンダー平等の視点が重要であるため、下

	記のとおり修正する』とする。修正後は「ジェンダー平等の視点を踏まえ、子どもも含め、インターネット、ＳＮＳをはじめとする様々なメディアからの情報を読み解く能力及び適切に発信する能力の向上を図ります」に変更する。続いて、通し番号29番から33番について、こちらも修正前の施策の方向の考え方としては『性犯罪や「性の商品化」のないまちを目指した整備とともに、安心安全に係る的確な情報発信を図ることで区民の理解の増進につなげます』と記載していた。それに対して、通し番号29番『「性の商品化」のないまちという文言が、合法的な性風俗まで否定するという印象を与えると感じる』また、33番「表現規制にならないように要望する。特に現実に被害を受けている実在人物が居ないにもかかわらず、規制されることがないように求める。」というご意見があった。これに対して、区の考え方としては、『「性の商品化」は用語解説で「主に女性の性をその人格から切り離し、「物・商品」として扱うこと。売買春からポルノ、セックスアピールを利用した広告など広い意味で用いる。」と定義する。一方、「施策の方向の考え方」においてはその一部である性犯罪や、売買春・人身取引に限定することから、下記のとおり修正する。修正後は、『性犯罪や、売買春・人身取引といった「性の商品化」のないまちを目指した整備とともに、安心安全に係る的確な情報発信を図ることで区民の理解の増進につなげます』という記載になる。 続いて、５頁。通し番号34番、「施策の方向の考え方」の部分である。「用語解説」で説明している「性の商品化」は一般的な概念と認識している。修正前の用語解説でどのような記載があったかというと『主に女性の性をその人格から切り離し、「物・商品」として扱うこと。売買春からポルノ、セックスアピールを利用した広告など広い意味で用いる。男性が性的魅力のみで女性の価値を評価したり、女性を男性の従属物としてみなす意識がつくられがちで、女性への暴力を生み出す土壌となっている』であった。それに対して区民の方から『「性の商品化」という概念は一度廃止すべきと考える。なぜなら一部のフェミニズム系人権団体による「暴排運動における対行政暴力や民暴と看做せる事件」が多発しているためである。そもそもなぜ「自身の身体を

	誇る」という事が「性の商品化」ひいては「他人への人権侵害」に繋がるのか不明である。「つつましい身なりをし、適度に慎み深く身を飾るべき」という思想を強要されていると感じる」というご意見であった。ここで、用語解説についてだが、修正後の「性の商品化」は一般的な概念の「性の商品化」と認識しているが、後半の部分は、性の商品化がもたらす影響の記載となっているため、用語の内容や意味を超えるものであるため削除したということである。 また、これを受けて、様々な施策の方向に影響が波及した。２点目として、区の考え方『「施策の方向の考え方」においては、「性の商品化」の一部である性犯罪や、売買春・人身取引に限定することから、下記のとおり修正する」ということで、こちらは先ほどもご説明したとおりである。また、その次の施策の⑨「性の商品化・売買春のないまちづくりの推進」という施策の名称があったが、同様の考え方から、修正前は「性の商品化・売買春のないまちづくりの推進」という文言を、修正後は「売買春・人身取引のないまちづくりの推進」に変更する。 続いて、通し番号35番。『「女性の人権を侵害する性表現の氾濫の防止」や、「性の商品化」のないまちを目指した整備については、性表現が何をもって女性の人権を侵害するのか、性の商品化とは、についてなんら具体的な説明や根拠が提示されていない。更にこの考え方に立脚した上での事業番号26に関しては、セックスワーカーに対する著しい差別的発想とも取れる内容であり、そのため「女性の人権を侵害する性表現の氾濫の防止」、「性の商品化」の文言削除、事業番号26については性被害の実情に見合った施策に改めることを要望する。』とのご意見であった。区の考え方としては、１点目は「女性の人権を侵害する性表現」は性暴力表現など実在する女性の人権を侵害するような情報を想定しているが、あいまいな文言であるため、削除して先ほど申し上げたような修正文に変更する。また、事業番号26番については、事業内容に沿ったよりわかりやすい表現にするため、修正前は『性風俗営業の抑制などを盛り込んだ「地区計画」の活用や地域ぐるみの運動等を通じた意識

	啓発を行い、安全・安心なまちづくりを進めます』というものであったが、『性風俗営業の抑制などを盛り込んだ「地区計画」の活用や、売買春の抑制に向けた地域ぐるみの環境浄化パトロール等の運動』ということで「売買春の抑制に向けた地域ぐるみの環境浄化パトロール等の運動」という文言を追加している。 続いて、６頁の通し番号37と38番。「メディア・リテラシーの向上」という施策の事業番号 25「人権尊重のためのメディア・リテラシーの概念の普及と育成」で『「メディア上での性暴力等の有害情報」という記載があるが、何をもって有害情報に当たるかが不明である』というご意見であった。こちらに対する区の考え方としては『「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」における有害情報を想定しているため、この法律に従って下記のとおり修正をいたします。』とする。修正前は「有害情報」であるが、修正後は「青少年有害情報」に変更する。 続いて７頁の通し番号45番。こちらは、同じく「性の商品化・売買春のないまちづくりの推進」の事業番号26番「売買春のない安全・安心なまちづくりの推進」のなかで『「事業の内容」の記載に「性風俗特殊営業の抑制などを盛り込んだ「地区計画」の活用や地域ぐるみの運動等を通じた意識啓発を行い」という記載があるが、職業差別を助長する表現だと感じる』というものであった。これに対して『地区計画とは、地区の課題や特徴をふまえ、住民と区市町村とが連携しながら、地区の目指すべき将来像を設定し、その実現に向けて都市計画に位置づけて「まちづくり」を進めていく手法で、性風俗特殊営業の抑制については住民からの意見・要望を受け、また地域の特性をふまえ、一部の地域において風俗営業等の用途および屋外広告物の表示・掲出を禁止しております』ということで、削除はしないという考え方にした。また事業番号26番については先ほど説明の通りである。 続いて10頁。「プランの積極的な推進」通し番号62番。こちらは「エポック10機能の充実」という施策の事業69番「運営委員会との協働の推進」で、ご意見としては『エポック10の認知度が低い実態が分かるが、解決策について言

	及している項目がない。そこで、事業番号69番「運営委員会との協働の推進」の事業の内容に「エポック10の周知・事業の充実を図る」旨の記載を追記することを要望する。エポック10の周知は住民の重点課題であり、エポック10の周知は運営委員会の任務と考えている』というご意見であった。これを踏まえ、修正前は「男女平等推進センターの運営に」であったが、修正後は、「運営及び周知に区民、利用者の意見・要望を反映させるとともに、協働を進め、事業の充実を図ります」と変更している。 最後に用語解説63番から67番のご意見。前頁にも性の商品化ということについてのご意見が出ていた。63番のご意見『「男性が性的魅力のみで女性の価値を評価したり、女性を男性の従属物としてみなす意識がつくられがちで、女性への暴力を生みだす土壌になっている」という記載があるが、そこまで言い切れるのか疑問である。』64番はその「根拠があるのか」といったようなご意見であった。「用語解説」で説明している「性の商品化」は先ほども説明したように一般的な概念としている。そして修正前は、「男性が性的魅力のみで女性の価値を評価したり」という文言であったが、修正後は、該当部分は性の商品化の影響の記載ということで削除した。 以上が資料２の説明である。
委員長	それでは皆様からご意見、ご指摘があればお願いしたい。
委員	２点ある。１点目が１頁目の通し番号３番で、意見のなかでは「加害者への支援」という言葉を使っているが、修正後は「加害者への対応ということが課題になっている」となっている。これは「対応」で良いのか。
委員長	「支援」という意味と「対応」という意味では違うということ。
事務局	ご意見としては確かに「支援」だが、課題となっているのは、起きてしまってから後の、その方に対するフォローだけではなく、加害者を生み出さないことも対応の中に入る。当然フォローという意味も含むが、広い意味で加害者に対する様々な手立てということが課題になっていることから、フォローという意味での支援ではなく、広い意味での様々なことということで対応とした。

委員	承知した。 もう１点、通し番号45番「性風俗の営業の抑制」というのは、まちぐるみで抑制したいという強い意志があるのか。池袋や大塚で営業されているが、その種の業界の方々から反発を食らうのではないか。
委員長	「性風俗営業の抑制などを盛り込んだ」というのは「地区計画」のことを指している。「地域ぐるみの運動」を修飾してはいない。修正後は「地域ぐるみ」の前に「売買春の抑制に向けた」というのを補っているため、売買春だけは許していない。何か意見はあるか。
委員	方向性としては書いて然るべき文言と思う。
委員	「一部の地域において風俗営業等を禁止している」について、一部の地域というのは一部の地区計画のことを指しているのであって、区全般というイメージにならない方が良い。地区計画自体が全体的に性風俗営業の抑制が盛り込まれている印象になってしまう。認められているところもある。
委員長	地区計画自体に性風俗の抑制などを盛り込んだという書き方がやや違和感がある。地区計画で記載されているのは、お店についての用途制限を指していると思う。地区計画で抑制しているというのは一般論的に間違いではない。性風俗営業の用途制限というのが本当は地区計画に合っているのかもしれない。ただ、委員の意見の通り、一部か全体かというのは重要と考える。抑制の記述が盛り込まれている地区計画は具体的にどこの地区計画なのか。それとも記載されていないが、今後記載される可能性があるからということか。用途的に風俗営業は許可制ではなかったか。制限できるが、どこが制限されているのかということは把握しておくべきと考える。文教地区は制限されているはずである。一部かどうかというのは、間違いではないが、より適切な表現があるかもしれないので検討していただきたい。
事務局	抑制の中身を確認するとともに、ここの表現については検討させていただきたい。
委員長	他にはいかがか？
委員	これだけパブコメに関心あってとても良いことと思うが、原文をそのまま掲

	載するのか。個人の方からの意見なのかもしれませんが、団体として提出しているのか、何か把握していることはあるか。
事務局	大元にそのような団体がいるかどうかは不明だが、先週、他区にもそういったご意見が来ているということで、どう対応すべきか東京都に確認したところ、東京都にも相当数の意見が来ているとのことで、性風俗やこのような表現について、チェックしているグループなり、そういった方達がいる可能性がある。
委員	ツイッターを検索したところ、自治体の表現規制に係るパブコメを募集しているところを調べている団体さんがおり、そこでツイートで拡散しているのを確認した。
委員	どこまで原文を公開するのか。
委員長	私は原文をそのまま公開する必要はないと思う。
事務局	推進会議には要旨のみにしようと考えている。ただ、このようなご意見があったことを委員の皆様に分かっていただきたいということで、今回は原文も合わせた形とした。
委員長	他にいかがか。特に無ければ先程の抑制の部分について適切に修正していただければと思う。以上をもって終わりとする。